

八事霊園・斎場管理事務所におけ
る自動販売機設置に係る
名古屋市有地の一時貸付一般競争
入札（持参入札方式）

入 札 案 内 書

[名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所]

名 古 屋 市

入札日：令和 7 年 3 月 2 4 日（月）午前 1 0 時

場 所：八事霊園・斎場管理事務所

3 階 3 0 1 号室

名 古 屋 市

お申し込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

目 次

入札のあらまし	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
入札説明書	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3～ P 11
第 1 貸付物件	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
第 2 参加者の資格	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
第 3 自動販売機の設置条件	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
第 4 申込・受付	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
第 5 入札保証金	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
第 6 入札日時等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
第 7 入札金額	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
第 8 入札	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
第 9 開札	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
第 10 入札の辞退	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
第 11 落札者の決定	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
第 12 契約の締結	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
第 13 貸付料の納付	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
第 14 契約保証金	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
第 15 販売実績の報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
第 16 問合せ先	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
契約書(案)	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
仕様書	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
入札参加申込書（記載例・誓約事項・申請書）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 26
法人役員等に関する調書（記載例・調書）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 30
封筒記載例	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 32
入札書（記載例・各物件別申請書）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 33
入札辞退届（記載例・辞退届）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 36

委任状（記載例・委任状）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 8
販売実績報告書（記載例・報告書）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 0

入札のあらまし

八事霊園・斎場管理事務所敷地内における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付は、**最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方**に、名古屋市有地の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。「入札のあらまし」は以下のとおりです。

入札案内書の配布 (この案内書)	令和7年1月17日(金) ～令和7年1月31日(金) 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。
申込・受付	令和7年1月17日(金)午前9時 ～令和7年1月31日(金)午後5時 (土曜日、日曜日、祝休日を除く) 受付場所：名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 ※郵送による申込みもできます。(期間内必着)
参加資格の審査結果通知	令和7年3月上旬 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた者(以下「入札参加者」といいます。)へ「入札参加書」等を郵送します。 なお、名古屋市から内容の確認を行う場合があります。また、「入札参加書」は、入札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。
入札の実施	令和7年3月24日(月) 午前10時から 入札会場 名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 管理棟 入札書(入札を委任する場合は委任状も)は名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードして入手し必要事項を記入・押印してご持参ください。なお、入札書に使用する印鑑をご持参いただければ、入札会場内で入札書の記入・押印をすることができます。
落札者の決定	入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

▼ (次ページへ)

契 約 締 結	令和 7 年 3 月 3 1 日(月)まで 契約締結期限は令和 7 年 3 月 31 日 (月) です。当初の貸付期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、令和 8 年 4 月 1 日から 2 年を限度に 1 年を単位として更新できます (最大令和 10 年 3 月 31 日まで)。 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。
----------------	---

契約保証金及び貸付料の 納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第 31 条(契約保証金の納付免除)の規程により、契約保証金を免除することがあります。
---------------------------	---

自動販売機の設置	設置工事は、契約期間内に行ってください。令和7年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
----------	--

名古屋市長八事霊園・斎場管理事務所（現地案内図）



入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地確認し、公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

1 自動販売機を設置する場所等

物件番号	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付金額	仕様
八事 1	うし看板付近	1.17 m ² (幅 1.3m ×奥行 0.9m)	1 台	800 円	仕様書参照
	獣し棟前	1.2 m ² (幅 1.2m×奥行 1m)	1 台		

- 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 詳しくは仕様書をご参照ください。
- 現地説明会は行いません。入札参加希望の方は必ず事前に連絡のうえ、ご自分で現地確認を行ってください。

第2 参加者の資格

1 次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する方
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の4第1項に規定する方
- (3) 地方自治法施行令167条の4第2項各号のいずれに該当する事実があった後3年(自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由なく契約を締結しなかった者については3か月)を経過しない方(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除く。)
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている方(同法に基づく更正手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた方を除く。)
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている方(同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた方を除く。)
- (6) 本公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある方
- (7) 本公告の日から落札決定の日までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている方

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。詳しくは「第4 申込・受付」を参照ください。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)の適用は除外されます。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、以後令和 8 年 4 月 1 日から 2 年を限度に 1 年を単位として更新できます(最大令和 10 年 3 月 31 日まで)。
- (2) 更新は 1 年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度 11 月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費、設置機器の仕様、維持管理

仕様書をご参照ください。

5 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の排出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書、仕様書の事項を遵守すること。

6 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても、一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

受付期間	令和 7 年 1 月 1 7 日 (火) 午前 9 時から令和 7 年 1 月 3 1 日 (金) 午後 5 時 (土曜日、日曜日、祝休日を除く)
提出先	名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 TEL 052-832-1750 郵送の場合は、下記宛先まで(期限内必着) 〒 468-0071 名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 6 9 番地 名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所斎場担当宛 ※ 封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 (入札案内書の 3 3 ページに記載例があります。)

必要書類等	(1) 入札参加申込書 1 通 入札案内書の 27 ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を押印してください。入札書及び契約書も同一の印鑑を使用してください。 (2) 〈個人の場合〉住民票の写し（個人番号、住民票コード、続柄及び本籍が省略されたもの）1 通（※コピーのことではありません） 〈法人の場合〉現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1 通 どちらも発行後 3 か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) 〈法人のみ〉法人役員等に関する調書 書式が入札案内書の 31 ページにあります。なお、名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (4) 〈個人法人いずれも〉入札公告の日から過去 3 年以内に自らが管理・運営する清涼飲料水等食料品の自動販売機を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらのコピーを提出してください。） ※提出がない場合は、後述の入札保証金の納付が必要となります。 ※連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手（460 円）を貼った長 3 号（12 c m×23.5 c m）封筒
注意事項	(1) 上記必要書類については、過去の自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付入札において、同じ書類を提出していても全て提出してください (2) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限りします。 (3) 郵送の場合は、簡易書留郵便による郵送をお勧めします。 (4) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となる場合がありますので、早めにご提出ください。 (5) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
参加資格の審査結果の通知	(1) 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ、令和 7 年 3 月上旬に入札参加書を郵送します。 (2) 「入札参加書」は、入札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管し、入札日当日に持参してください。

第 5 入札保証金

- 1 入札保証金とは、入札するにあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。入札保証金は、2,400 円です。なお、参加申込者が自ら管理・運営する自動販売機等（同種の

もの)を設置した実績がわかる書類を提出して契約履行能力を確認し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は入札保証金の納付を免除されます。

- 2 入札保証金の納付が必要な方には、納付書をお送りしますので、納付期限までに金融機関窓口で納めてください。
- 3 入札保証金の納付後、金融機関窓口で領収書が渡されます。領収書は、入札保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。
- 4 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
- 5 入札保証金には利子を付けません。

第6 入札日時等

入札会場	名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所
入札日時	令和7年3月24日(月)午前10時
必要書類等	(1) 入札書 入札案内書34ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、32ページの記載例をご参照ください。 (2) 入札参加書 (3) 委任状(代理人が入札する場合) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。案内書の37ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。 (4) 印鑑(代理人が入札の場合は代理人の印鑑) 印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。

- 1 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」といいます。)は、入札時限を過ぎますと、いかなる理由があっても入札はできません。
- 2 入札会場へは、入札者でなければ入場できません。
- 3 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

【代理人について】

入札書を入札参加者本人名義で作成できない場合(入札参加者本人の押印ができない場合)に、入札参加者本人の押印と代理人の押印をした委任状があれば、代理人により入札することが可能です。この場合は、入札書に入札参加者本人の押印は不要となります。(代理人の押印は必要)

(注) 以下のような場合は、代理人をたてる必要はありません。

- ・入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の印鑑を用いて入札する場合
- ・入札参加者が法人で、その社員が代表者印を用いて入札する場合

第7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札候補者となります。最低貸付価格（月額）は、800 円です。

第8 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の 33 ページに書式が、32 ページに記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1 物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札
 - (3) 入札保証金を納付する場合は、入札保証金が予め定めた額に満たない入札
 - (4) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (5) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (6) 記入事項を判読できない入札
 - (7) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (8) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (9) 記名押印のない入札
 - (10) 同一物件につき同一の名をもってした 2 通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (11) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (12) その他入札の条件に違反した入札

第9 開札

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに、入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と合わせて発表します。
- 3 最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第 10 入札の辞退

- 1 入札前までは入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退する場合は、入札辞退届に記名押印のうえ、名古屋市立八事霊園斎場管理事務所に入札辞退届を直接ご提出ください。
- 3 入札辞退届に押印する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同じものを使用してください。
- 4 入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の辞退については、今後実施される自動販売機設置に伴う名古屋市有地等の貸付入札に参加できない場合があります。

受付期間	令和 7 年 3 月 24 日(月)入札前まで (土曜日、日曜日、祝休日を除く。)午前 9 時から午後 5 時まで ※ 郵送による辞退届の提出はできません。
提出先	名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 電話 052(832)1750
必要書類等	入札辞退届 入札案内書の 37 ページに書式があります。 (1) 記名押印してください。 (2) 封筒に入れ封印する必要はありません。

第 11 落札者の決定

入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

第 12 契約の締結

- 1 落札者には、契約担当課から契約書、公有財産貸付決定通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結期限は令和 7 年 3 月 31 日(火)です。それまでに貸付契約をしないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書については収入印紙が必要であり、落札者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。
※契約書に使用する印鑑は、入札参加申込資書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。

第 13 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第 14 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
ただし、名古屋市契約規則第 31 条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。

- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、貸付土地の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。

第15 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数及び月別販売金額について、「販売実績報告書」(39ページ)により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。

第16

問い合わせ先

入札事務及び仕様内容	名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 電話 052(832)1750
受付期間	令和7年1月20日(月)～令和7年3月21日(金) 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く)

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

公有財産一時使用契約書(案)

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人_____（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第 2 条 一時使用物件は、次のとおりとする。

（1）自動販売機設置場所及び台数

物件番号	所在地番	設置場所	貸付面積	設置台数
八事 1	天白区天白町八事裏山 6 9	うし看板付近	1.17 m ² (幅 1.3m × 奥行 0.9m)	1 台
		獣し棟前	1.2 m ² (幅 1.2m × 奥行 1m)	1 台

（指定用途）

第 3 条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

3 賃借人は、一時使用物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

（一時使用期間及び更新）

第 4 条 一時使用期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 8 年 4 月 1 日から 2 年を限度（最大令和 10 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める賃借人の申請は、各年 11 月末日までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

（貸付料）

第 5 条 貸付料は、月額金_____円とし、年度総額金_____円とする。

2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年 度	期 間	支払時期
令和 7 年度	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月分	令和 7 年 4 月末日

（第 4 条第 2 項の定めにより契約更新された場合の支払時期）

年 度	期 間	支払時期
令和 8 年度	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月分	令和 8 年 4 月末日

令和 9 年度	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月分	令和 9 年 4 月末日
---------	-------------------------	--------------

3 前項の貸付料は、日数が 1 か月に満たない場合は、1 か月を 30 日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第 6 条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機に消費電力を計る子メーターを設置するものとする。

2 賃貸人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、借受人に納入通知書を送付するものとする。

3 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第 7 条 賃借人は、第 5 条第 2 項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和 39 年規則第 17 号）第 33 条第 1 項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 8 条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第 9 条 賃借人は、賃貸人に対して契約保証金として金 円（貸付月額 6 か月分）を、賃貸人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、名古屋市契約規則第 31 条の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第 23 条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第 1 項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、賃貸人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、賃貸人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を賃借人に書面で通知するものとし、賃借人は通知を受けた日から 30 日以内に契約保証金の不足額を賃貸人に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、賃借人は、契約保証金をもって本件契約から発生する賃借人の賃貸人に対する債務の弁済に充当することを賃貸人に請求できない。

6 賃貸人は、本件契約が終了し、賃借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した賃借人の賃貸人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を賃借人に還付する。

7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第 10 条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 一時使用物件が滅失し、又は損傷したとき。

(契約不適合責任)

第 11 条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求。貸付料の減免の請求及び損害賠償等の請求をすることができない。

(指定期日)

第 12 条 賃借人は、一時使用物件を、賃貸人が定める日までに第 3 条第 1 項に定める指定用途に供さなければならない。

2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 13 条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第 14 条 賃借人は善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項の定めにより支出する費用については、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対してその償還等の請求をすることができない。

3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第 15 条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

2 賃借人は、10 月末及び 4 月末に一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

(財務調査等)

第 16 条 賃貸人は、本件毛役継続期間中いつでも、賃借人に対して財務諸表の提出を求めることができる。

2 賃借人が、賃借人の責に帰すべき事由により、第 5 条第 2 項に定める貸付料の支払いを怠った場合は、賃貸人は、賃借人に対して賃借人に関する師団状況の調査を求めることができる。

3 第 1 項又は第 2 項に定める賃貸員の求めがあった場合は、賃借人は誠意をもって対応しなければならない。

4 賃貸人は第 1 項又は第 2 項により知りえた情報を正当な理由なく第三者に知らせてはならない。

5 賃借人は、第 2 項の場合にあいて、賃貸人が、本契約と同種の契約を賃借人との間で締結している国または地方公共団体と、賃借人の債務の支払い情報を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

(違約金)

第 17 条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

(1) 第 3 条第 1 項の定め違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料 5 年分総額の 100 分の 30 に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）

- (2) 第12条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）
- (3) 第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）
- (4) 第15条に定める調査協力義務を怠ったときは、金 円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第18条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために、一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 賃借人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 賃借人が、第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 賃借人が、第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 賃借人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第14条第3項の定めに違反したとき。
- (8) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

（期間内解約）

第19条 賃借人は、第4条に定める貸付期間中に、貸付人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。）について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとし、この場合既納の賃貸料について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

（契約の失効）

第20条 天災地変その他賃貸人及び賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって、一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復義務）

第21条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合には、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、一時使用物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第 22 条 本件契約が、第 18 条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第 1 号によるとき又はその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

(損害賠償)

第 23 条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る貸付人の解除権)

第 24 条 賃貸人は、借受人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 賃借人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前 2 号に規定するもののほか、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
 - (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、貸付人が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）（以下「契約規則」という。）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 25 条 賃借人がこの契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、賃貸人が契約を解除するか否かにかかわらず、賃借人は、契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第 46 条の 2 第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など貸付人に金銭的損害が生じない行為として、賃借人がこれを証明し、そのことを賃貸人が認めるとき。

(2) 前条第 1 項第 2 号のうち、賃借人又は賃貸人の役員若しくは賃借人の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第 1 項に規定する場合において、賃借人が共同企業体であり、既に解散しているときは、賃貸人は、賃借人の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、賃借人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、賃貸人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、賃貸人は、賃借人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(有益費等の放棄)

第 26 条 借受人は、一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第 27 条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 28 条 本件契約に関して疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ、これを決定する。

(裁判管轄)

第 29 条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

ただし、本契約の契約内容を記録した電子的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

賃借人

印

仕様書

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人(自動販売機設置事業者)を賃借人とする。

自動販売機設置のための市有地の貸付期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ただし、当初の条件を変更しないことを前提に、令和8年4月1日から2年を限度に、1年を単位として契約の更新をできるものとする(最大令和10年3月31日まで)。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力15アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。
- (4) ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (5) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。なお、設置する物件において、新たに電気・水道工事を必要とするものは、賃貸人と協議のうえ、仕様書に記載された仕様に基づき電気設備等も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (6) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (7) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (8) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (9) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (10) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (11) 自動販売機の設置・撤去については貸付期間内に完了すること。
- (12) 設置は賃貸人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和7年4月2日以降となった場合においても、事業者は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

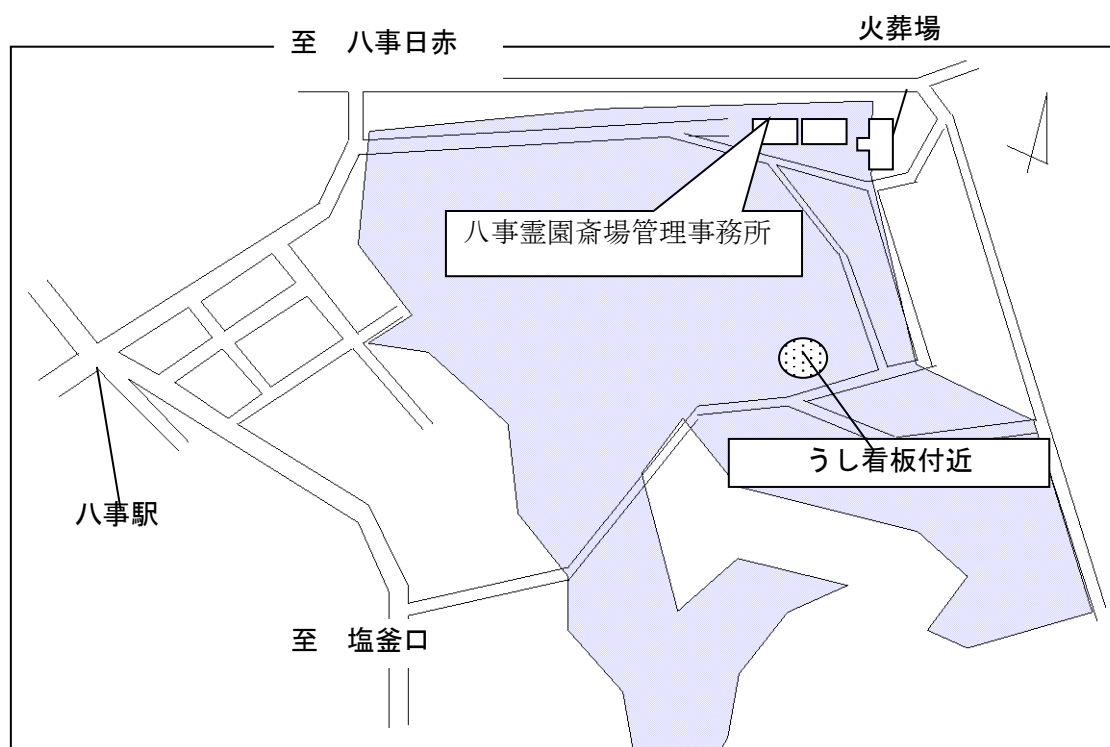
- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。
なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。
- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。
また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。
- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障などのトラブルの際には、現地に1時間以内に到着できる体制をとること。
- (7) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。
- (9) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (10) 賃借人は、機種の変更を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (11) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。
また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。
- (12) 賃借人は、賃貸人が公共上の理由により自動販売機の移転を求めたときは、求めに応じて移動するものとする。

4 自動販売機設置場所及び台数など

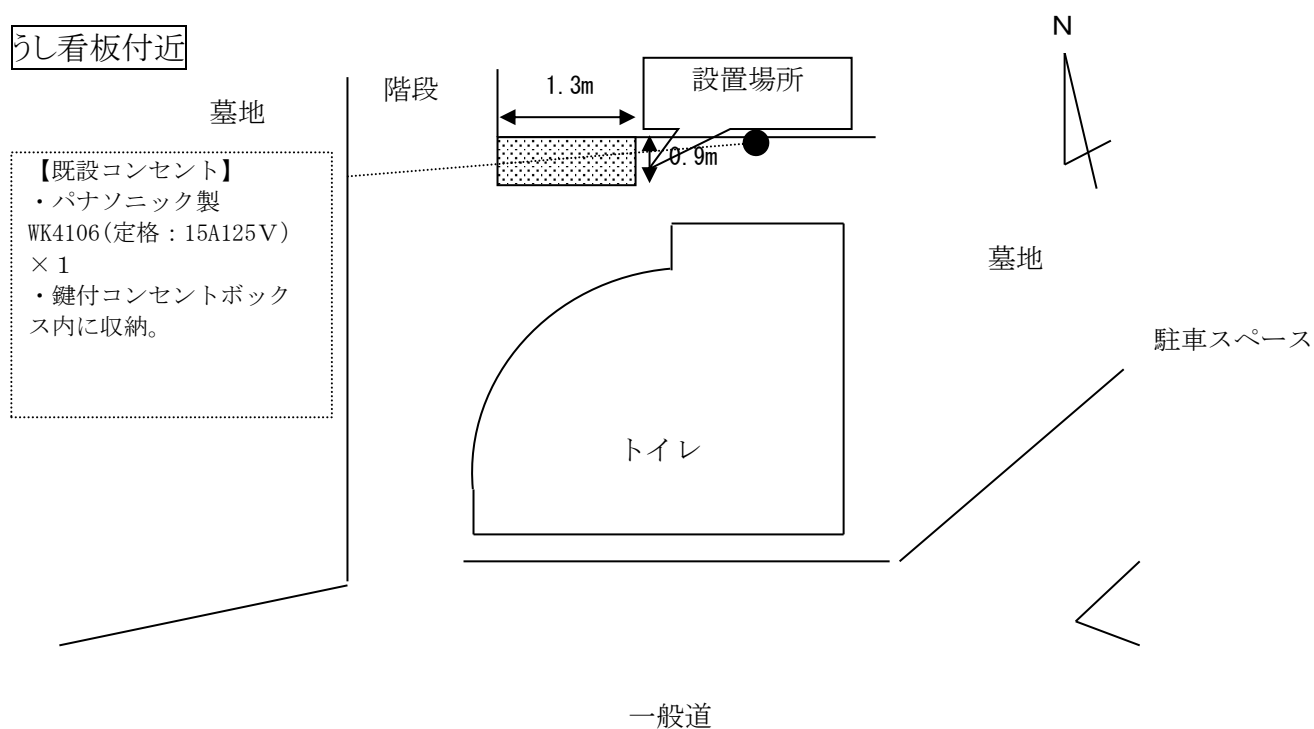
(1) 自動販売機設置場所及び台数

物件番号	所在地番	設置場所	貸付面積	設置台数
八事 1	天白区天白町八事裏山69	うし看板付近	1.17 m ² (幅 1.3m × 奥行 0.9m)	1 台
		獣し棟前	1.2 m ² (幅 1.2m × 奥行 1m)	1 台

(2) 設置箇所詳細(うし看板付近)

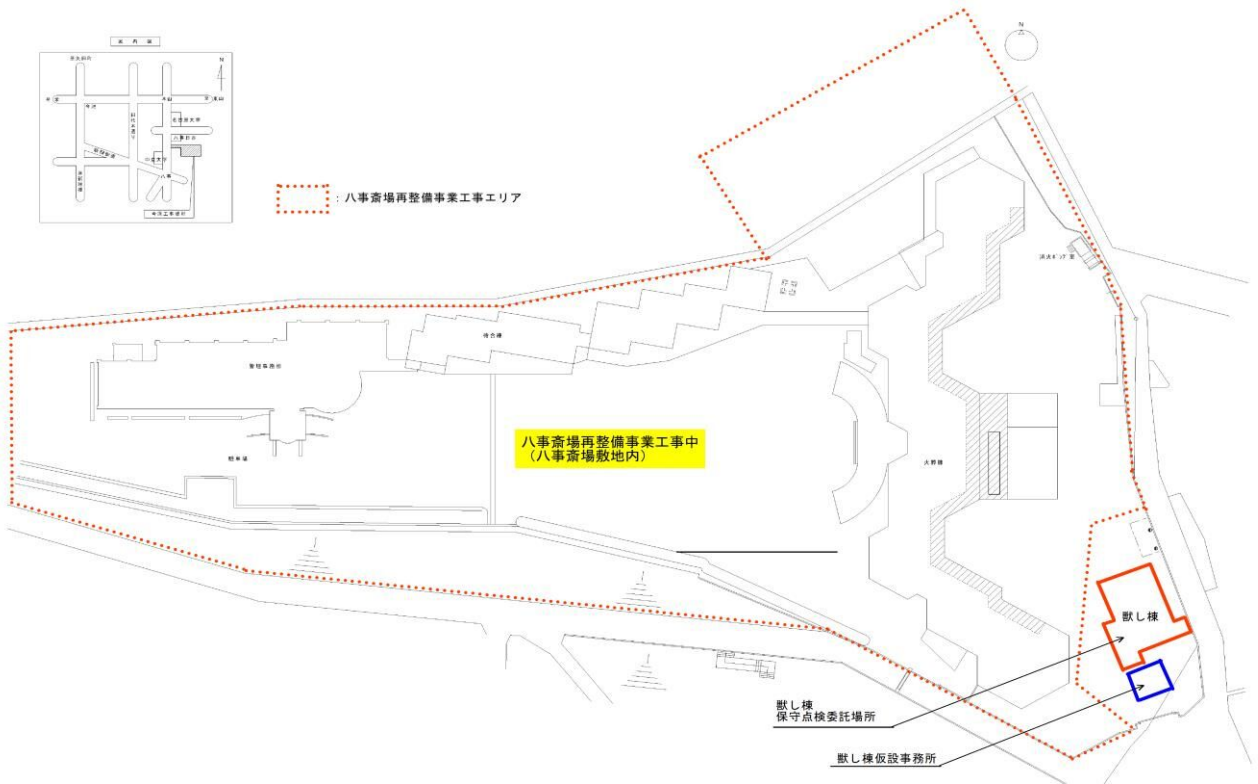


うし看板付近

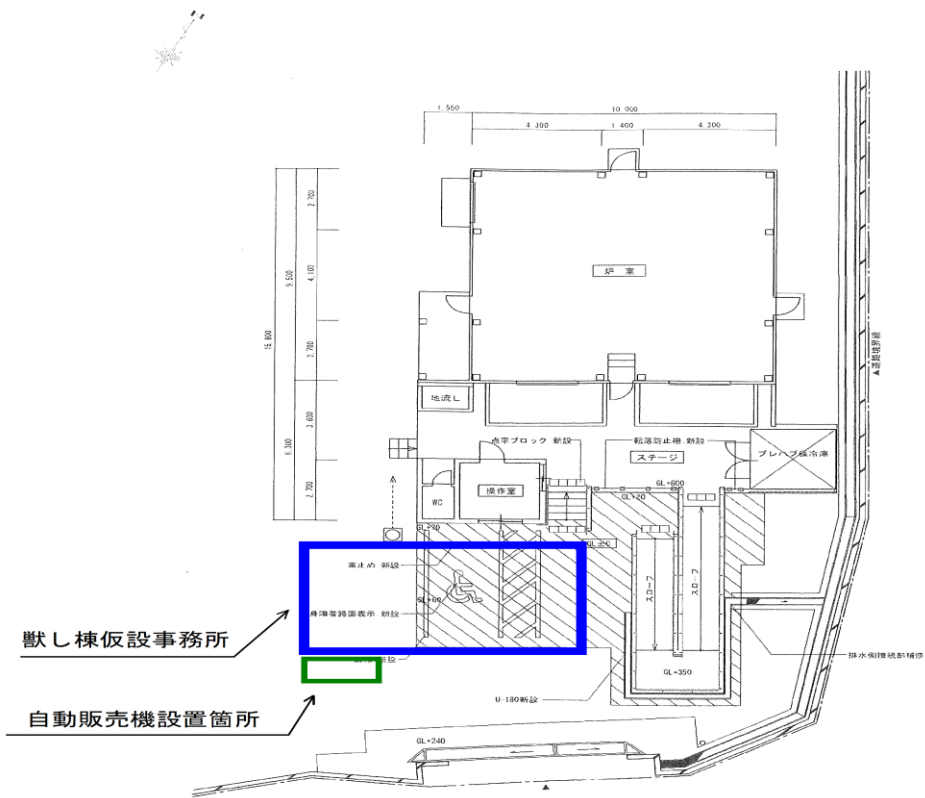


うし看板

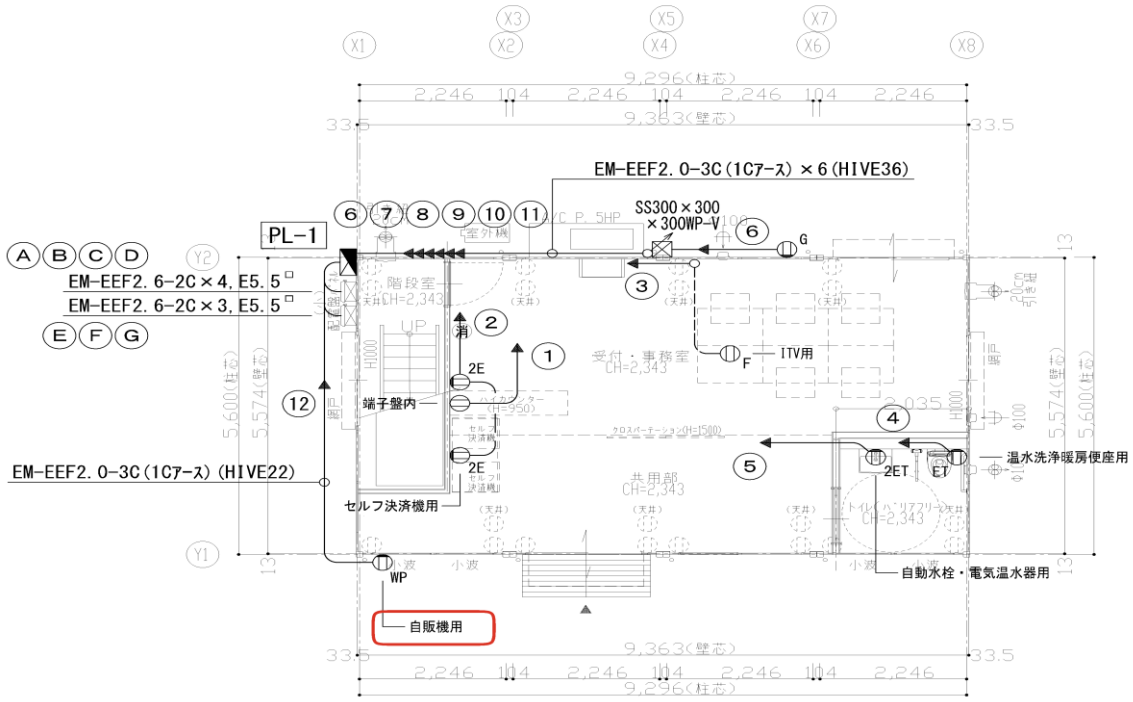
(3) 設置箇所詳細(獣し棟前)



獣し棟前詳細



コンセント図



5 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。
なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) この仕様書、及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。
- (4) 設置に必要な電気工事を、下記に定める施行内容に基づき施工すること。
なお貸付期間満了後は、賃貸人が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、賃貸人に対し有益費等の請求はできない。
施工内容
ア 次の区分により行うものとするほか、電気関係法令に従い施行すること。
イ 電源は、既設のコンセントを利用することができるが、当該コンセントを利用しない場合は、賃貸人の指示する既設電灯分電盤と自動販売機までの間に適法に電気工事を行うこと。
ウ 漏電遮断機能を内蔵した自動販売機を設置する場合を除き、電源と自動販売機の間に、自動販売機の電気容量に応じた漏電遮断機を設置すること。
エ 電線は、動力線、電灯線、制御線等の種類ごとに整理して配線すること。
オ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。
また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被服すること。
カ 屋外配線を行う場合は、合成樹脂管により直線部分は直管を曲線部分のみフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は 1.5m 間隔で堅ろうに支持すること。
キ 屋外に設置をするため、コンセント、ブレーカー等については、防雨対策や第三者によるいたずら防止のための対策を講じること。
ク 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
ケ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは賃借人がこれを復旧修理又は補償するものとする。
コ 工事中に発生した事故等は、一切賃借人の責任において解決するものとする。
サ 廃材等は、全て賃借人の責任において処分するものとする。
シ 関係法令を遵守のうえ施工すること。
ス その他工事の詳細については、賃貸人の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項又は賃貸人の施設担当者指示による些細な変更等については、これを施工すること。
- (5) お盆、春・秋彼岸、年末年始の時期等、一度に多くの墓参者が見込まれる際は、賃貸人と協議の上、補充や回収等、適切な対応に努めること。

6 参考

(1) 八事霊園における墓参者数等(うし看板付近)

正確な墓参者の統計は取っていないため、以下に施設規模を示す。

使用墓地区画数:約 26,000 区画(令和 6 年 3 月末現在)

(2) 令和 5 年度販売実績(うし看板付近)

年月	販売数量 (本)
令和 5 年 4 月	306
令和 5 年 5 月	278
令和 5 年 6 月	424
令和 5 年 7 月	444
令和 5 年 8 月	504
令和 5 年 9 月	300
令和 5 年 10 月	292
令和 5 年 11 月	274
令和 6 年 12 月	154
令和 6 年 1 月	232
令和 6 年 2 月	91
令和 6 年 3 月	183

(3) 獣し棟について

本施設は、死亡した動物等の火葬を行う施設にであり、元日を除き毎日営業している施設である。

ア 獣し棟業務に携わる職員数 5 名

イ 獣し棟における動物火葬件数 10,504 件(令和 5 年度実績)

(なお、令和 7 年 4 月以降は八事斎場の再整備工事が始まることから、当該施設利用者のほか、工事関係者の利用も一定程度見込まれる。)

(4) その他

(1)～(3)に記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働などを保証するものでない。

7 現地確認可能日時

平日 9 時～16 時(事前に要連絡。大型車での上場は、不可。)

8 契約担当課及び施設担当課

八事霊園・斎場管理事務所 電話 052(832)1750 (担当:田中)

入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住所

(フリガナ)

氏名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和 7 年 1 月 17 日公告の八事霊園・斎場管理事務所敷地内における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
八事 1	自動販売機	八事霊園・斎場管理事務所	うし看板付近 1 台 獣し棟前 1 台

2 入札参加書送付先

住所

氏名



上記以外の



電子メール

備考

- ①この申込書は、令和 7 年 1 月 17 日（金）午前 9 時から令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 5 時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所まで持参又は郵送（期限内必着）してください。
- ②申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込の取下げは一切できません。
- ③必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第 13 号に該当する者を除く。）
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入札参加申込書

令和〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

本書提出日を記載

個人の場合

(申込者)

住所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(フリガナ)
氏 名ナ ゴ ヤ タロウ
名古屋 太郎

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋株式会社

ナ ゴ ヤ イチロウ
代表取締役 名古屋 一郎

※ 法人の場合は主たる所在地を記入してください。

契約の権限を有する方（代表者等）を記入してください。

ける自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
八事 1	自動販売機	八事霊園・斎場管理事務所	うし看板付近1台 獣し棟前1台

2 入札参加書送付先

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋株式会社 営業部 貸付人野 借受人郎 ☎ 000-123-4567

上記以外の☎ 090-1234-5678

電子メール ○○○@△△△△△

備考

- ①この申込書は、令和7年1月17日（火）午前9時から令和7年1月31日（金）午後5時の間に、必要書類を添付して、名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所まで持参又は郵送（期限内必着）してください。
- ②申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込の取下げは一切できません。
- ③必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第 13 号に該当する者を除く。）
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

（別紙）

法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・ <u>S</u> ・H・R 35・1・1	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ <u>S</u> ・H・R 36・3・1	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・ <u>S</u> ・H・R 40・7・1	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・ <u>S</u> ・H・R 42・9・1	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	T・S・H・R ・ ・		 代表役員については、法人登記簿に記載されている住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

入札参加申込書の郵送

(表面)

468-0071	
切手	
入札参加申込書在中	名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 行
名古屋市天白区天白町大字八事字裏山69番地	

必ず朱書きしてください。

※ 簡易書留郵便による郵送をお勧めします。

※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

住 所

(フリガナ)

氏 名

令和 7 年 1 月 17 日公告の八事霊園・斎場管理事務所敷地内における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称			設置場所				
八事 1	八事霊園・斎場管理事務所			うし看板付近 1 台 獣し棟前 1 台				
金額（貸付月額）	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (1) 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください(温度変化により筆跡の消えるペンは使用不可)。
- (2) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (3) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (4) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (5) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (6) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入札書

令和〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

本書提出日を記載

(入札者)

個人の場合

住所

(フリガナ)

氏名

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

ナゴヤ タロウ
名古屋 太郎

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋株式会社

ナゴヤ イチロウ
代表取締役 名古屋 一郎

令和7年1月17日公告の八事霊園・斎場管理事務所敷地内における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称			設置場所				
八事 1	八事霊園・斎場管理事務所			うし看板付近1台 獣し棟前1台				
金額（貸付月額）	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	0	0	0	0	0

- (1) 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください(温度変化により筆跡の消えるペンは使用不可)。
- (2) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (3) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (4) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。

(5) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

(6) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者) 住 所

(フリガナ)

氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記してください。

令和 7 年 1 月 17 日公告の八事霊園・斎場管理事務所敷地内における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	施設名称	設置場所
八事 1	八事霊園・斎場管理事務所	うし看板付近 1 台 獣し棟前 1 台

入札辞退届

令和〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
 名古屋市
 代表者 名古屋市長 広沢 一郎


 本書提出日を記載

個人の場合

(入札申込者)

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(フリガナ) ナゴヤ タロウ

氏名 名古屋 太郎

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋株式会社

代表取締役 ナゴヤ イチロウ 名古屋 一郎

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記してください。

令和7年1月17日公告の八事霊園・斎場管理事務所敷地内における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	施設名称	設置場所
八事 1	瑞穂区役所	うし看板付近1台 獣し棟前1台

委 任 状

私は都合により
限を委任します。

を以って代理人と定め、下記の権

委 任 事 項

令和7年1月17日公告の八事霊園・斎場管理事務所敷地内における自動販売機設置に伴う名古屋市長有地の一時的貸付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

後日、この委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

委任する物件番号	
----------	--

令和 年 月 日

委任者 (所在地)
 (商号又は名称)
 (代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
 (氏 名)

(あて先) 名古屋市長

委任状

私は都合により **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 愛知 次郎** を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

令和7年1月17日公告の八事霊園・斎場管理事務所敷地内における自動販売機(設置に伴う名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

後日、この委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

委任する物件番号	
----------	--

令和〇年〇〇月〇〇日

委任者 (所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
 (商号又は名称) **名古屋株式会社**
 (代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 一郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住所) **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**
 (氏名) **愛知 次郎**

(あて先) 名古屋市長

販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長

令和 年度

契 約 者	会 社 名						
	役職・氏名						
	連 絡 先	担 当 者					
		電 話 番 号					
物 件 番 号		施 設 名 称					
種 類		設 置 場 所					
契 約 日	令和 年 月 日					設置台数	台
契 約 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4 月		円		10 月		円	
5 月		円		11 月		円	
6 月		円		12 月		円	
7 月		円		1 月		円	
8 月		円		2 月		円	
9 月		円		3 月		円	
上半期 計		円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は 10 月末までに、下半期分は 4 月末までに報告してください。

2 報告先 八事霊園・斎場管理事務所

所在地：名古屋市天白区大字八事字裏山 69 番地

電話：052-832-1750 F A X：052-832-7759

E-mail：a8321750@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

販売実績報告書

令和〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

名古屋市長

令和 7 年度

契 約 者	会 社 名	名古屋株式会社					
	役職・氏名	代表取締役 名古屋 一郎					
	連 絡 先	担 当 者	営業部 貸付人野 借受人郎				
		電 話 番 号	000-123-4567				
物 件 番 号	八事-1	施 設 名 称	八事霊園・斎場管理事務所				
種 類	清涼飲料水	設 置 場 所	うし看板付近 獣し棟前				
契 約 日	令和〇年 〇〇月 〇〇日					設置台数	2 台
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4 月	〇〇本	△△円		10 月		円	
5 月	〇〇本	△△円		11 月		円	
6 月	〇〇本	△△円		12 月		円	
7 月	〇〇本	△△円		1 月		円	
8 月	〇〇本	△△円		2 月		円	
9 月	〇〇本	△△円		3 月		円	
上半期 計	××本	□□円		下半期 計		円	
年度 合計		円	(特記仕様等)				

(注) 1 上半期分は 10 月末までに、下半期分は 4 月末までに報告してください。

2 報告先 八事霊園・斎場管理事務所

所在地：名古屋市天白区大字八事字裏山 69 番地

電話：052-832-1750 F A X：052-832-7759

E-mail：a8321750@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp